

公 募 公 告

公募に参加を希望する者は、次の要領に従って参加申込書を作成の上、提出場所まで応募するものとする。

令和4年1月12日

法務省所管国有財産部局長
青森地方法務局長 齊藤 照彦

1 公募に付する事項

(1) 件名

青森地方法務局五所川原支局庁舎における使用許可（清涼飲料水自動販売機の設置及び管理運営業務）の相手方の選定

(2) 設置場所及び設置台数

公募説明書による。

(3) 設置期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間

2 募集条件

公募説明書による

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 国税及び地方税を完納していること。

(4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(5) 公募説明書の交付を受けた者であること。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

4 公募説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和4年1月12日（水）から同月24日（月）まで（土・日、祝日を除く。）の8時30分から17時15分まで

(2) 配布場所

ア 〒030-8511

青森県青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎7階
青森地方法務局会計課施設係

イ 〒037-8655

青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻507番地10
青森地方法務局五所川原支局総務係（1階）

(3) 配布方法

(2) において無料で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、(2)ア宛てに((2)イは不可)、返送用封筒（住所、氏名及び郵便番号を記載し、郵便切手（140円）を貼った角形2号（A4判）の郵便封筒）を送付すること。

5 応募書類の提出期間及び提出場所

(1) 提出期限

令和4年2月3日（木）17時15分

なお、郵便により提出する場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

(2) 提出場所

〒030-8511

青森県青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎7階
青森地方法務局会計課施設係

(3) 提出書類

公募説明書による。

6 選定方法

上記提出書類を当局において審査の上、評価点が最も高い者を契約の相手方として選定する。

7 提出書類の無効

本公告に示した資格のない者が提出した書類は無効とする。

8 その他

仕様及び国有財産使用許可申請の詳細については、公募説明書による。

9 公募に関する問合せ先

〒030-8511

青森県青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎7階
青森地方法務局会計課施設係（担当：高森）

電話番号 017-776-9015

FAX番号 017-776-9018